

幸手市議会「議会報告会」について

◆「議会報告会」とは？

幸手市議会では、市民の皆様と市議会議員とが、直接市政全般について、自由に情報交換および意見する場として「議会報告会」を毎年、実施してきました。

右の写真は、昨年（令和2年）の報告会の様子です。

9月議会の報告ののち、意見交換を行い、貴重なご意見・ご提言をいただきました。



◆今年度の「議会報告会」は中止します

令和2年度の「議会報告会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することといたしました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆幸手市議会について ご意見・ご要望をお聞かせください。

今年度の「議会報告会」を中止としたことから、来年度以降の開催に向けて、参加者の増大および内容の更なる充実を図ること、そして今、市議会に対してのご意見やご要望をお聞かせいただきたいと思います。

ぜひご協力をお願いいたします。

提出方法

下記のメールアドレス、ファックスで送信してください。
回答は議会日より令和3年2月号をもって掲載いたします。

- Eメール：
gikai@city.satte.lg.jp
- FAX：
0480-42-8824
- 提出期限
令和2年11月30日(月)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書を可決

意見書案第1号

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

埼玉県幸手市議会議員長 宮 杉 勝 男